

運 航 基 準

令和7年4月1日

株式会社しまなみ

目 次

第1章	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	運航の可否判断・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3章	船舶の航行・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	別 表 速力基準等	
	別 紙 運航基準図、運航基準別表	
	① 来島海峡周遊航路	
	② 来島海峡航路（馬島寄港）	
	③ 来島海峡航路（小島寄港）	
	④ 来島海峡航路（来島寄港）	
	⑤ 今治来島海峡航路（下田水寄港）	
添付書類	小型船用海図	

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、旅客不定期航路事業の来島海峡周遊航路及び来島海峡航路（馬島寄港）・来島海峡航路（小島寄港）・来島海峡航路（来島寄港）・今治来島海峡航路（下田水寄港）並びに人の運送をする内航不定期航路事業の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航中止条件

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	発航中止条件		
	風速	波高	視程
今治港・下田水港・馬島港・小島港・来島港・その他利用港	観潮船 12m/s 以上	1.0m以上	500m以下
来島海峡海域上	小型快速船 小型カーフェリー 15m/s 以上	1.5m以上	

2 船長及び運航管理者は、発航予定時刻の1時間前時点及び発航予定時刻直前の10分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手		
	風速	波高	視程
今治港・下田水港・馬島港・小島港・来島港・その他 利用港			
来島海峡海域上			

【情報の入手先】

yahoo 今治港気象海象 今治港の風波予想 天気・風向・風速・波高

yahoo 今治港気象海象 今治港沖の天気（1時間）風波予想 天気・風向・風速・波高

Tel：082-250-1309 海上保安庁 海上気象状況 今治船舶通航付近の気象状況案内

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。
- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合せている場合で、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止すべき条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあるとき並びに航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

地点名	基準航行中止条件		
	風速	波 高	視 程
来島海峡海域上	観潮船 12m/s 以上	1.2m以上	500m 以下
	小型快速船・小型カーフ エリー 15m/s 以上		

2 船長及び運航管理者は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視 程
来島海峡海域上			

【情報の入手先】

yahoo 今治港気象海象 今治港の風波予想 天気・風向・風速・波高

yahoo 今治港気象海象 今治港沖の天気（1時間）風波予想 天気・風向・風速・波高

Tel：082-250-1309 海上保安庁 海上気象状況 今治船舶通航付近の気象状況案内

3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、基準航行中止を決定し、反転、避難、避泊、臨時寄港その他の適切な措置をとること。

4 船長及び運航管理者は、第3項の避泊を直ちに行うため、あらかじめ選定した次に掲げる避泊地について、海図、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象・水象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付けること。

選定した避泊港：今治港

5 船長は、避泊後、直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象・水象、他船の停泊状況等を確認し、運航管理者に報告すること。また、その後1時間毎に、その状況の変化を確認し、運航管理者に報告すること。

(入港中止条件等)

第4条 航行中に入港を中止すべき条件は、入港予定港内の気象・海象・水象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	入港中止条件		
	風速	波高	視程
今治港・下田水港・馬島港・小島港・来島港・その他 利用港	観潮船 12m/s 以上	1.0m以上	500m以下
	小型快速船・小型カーフェリー 15m/s 以上		

2 船長及び運航管理者は、航行中の担当船舶の入港予定時刻 10 分前時点で、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報入手		
	風速	波高	視程
今治港・下田水港・馬島港・小島港・来島港・その他 利用港			

【情報の入手先】

yahoo 今治港気象海象 今治港の風波予想 天気・風向・風速・波高

yahoo 今治港気象海象 今治港沖の天気（1 時間）風波予想 天気・風向・風速・波高

Tel：082-250-1309 海上保安庁 海上気象状況 今治船舶通航付近の気象状況案内

3 船長及び運航管理者は、第 1 項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の入港中止を決定し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

（運航の可否判断等の手順図）

第 4 条の 2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

（運航の可否判断等の記録）

第 4 条の 3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断（判断に至った気象・海象・水象（風速、視程及び波高）情報を含む。）、運航中止の措置及び協議の内容を公用航海日誌に記録し、最後に記録された日から 1 年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における反転、避難、避泊、錨泊、抜港、臨時寄港その他の措置については、判断理由を記載すること。

記録は適時まとめて記載してもよい。

第 3 章 船舶の航行

（航海当直配置等）

第 5 条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置

- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名 称	使用基準
常用基準経路	周 年

(速力基準等)

第8条 速力基準は、別紙のとおりとする。

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連絡方法
(1)	通常の場合	今治本社・下田水港営業所	携帯電話 (キャリア名 ドコモ携帯)
(2)	緊急の場合	同 上	携帯電話 (キャリア名 ドコモ携帯)

(機器点検)

第10条 船長は入港着岸（棧）前、棧橋手前（防波堤手前）500m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌に記録し、1年保存するものとする。

平成24年	7月30日	設定
平成24年	9月 9日	変更
平成26年	6月25日	変更
平成27年	8月27日	変更
平成27年12月	2日	変更
平成28年	1月18日	変更
平成28年	5月11日	変更
平成29年	7月11日	変更
令和 3 年	3月 1日	変更
令和 7 年	4月 1日	変更

第9条 速力基準は、次表のとおりとする。

くるしま

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	3 ノット	6 0 0 rpm
微 速	5 ノット	8 0 0 rpm
半 速	1 0 ノット	1, 2 0 0 rpm
航海速力	2 0 ノット	1, 8 0 0 rpm

なかと

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	3 ノット	6 0 0 rpm
微 速	5 ノット	8 0 0 rpm
半 速	1 0 ノット	1, 2 0 0 rpm
航海速力	2 0 ノット	1, 8 0 0 rpm

しまなみ

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	5. 5 ノット	6 0 0 rpm
微 速	7. 6 ノット	1, 0 0 0 rpm
半 速	1 4. 6 ノット	1, 5 5 0 rpm
航海速力	2 2. 0 ノット	2, 2 5 0 rpm

(マリンスター5)

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	3. 0 ノット	5 0 0 rpm
微 速	5. 0 ノット	7 0 0 rpm
半 速	1 0. 0 ノット	1, 0 0 0 rpm
航海速力	2 0. 0 ノット	1, 9 0 0 rpm

2. 船長は、速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。